

新たな開発協力大綱の背景および概要

2023年6月9日、わが国の開発協力政策の根幹となる新たな開発協力大綱を閣議決定した。2015年以来8年ぶりの改定である。

1992年以降、2003年、2015年と改定されてきた大綱をこのタイミングで改定した背景には、今日、国際社会がまさに歴史的な転換期にあることが挙げられる。すなわち、国際社会は複合的危機①気候変動や感染症等の地球規模課題の深刻化とSDGs〈持続可能な開発目標〉達成の遅れ、②既存の国際秩序への重大な挑戦とサブライチエーンを含む分断リスクの深刻化、③これらが連動した途上国経済への打撃や人道危機の発生など）に直面しており、こうした危機の克服の

ため、開発協力の果たす役割がますます重要となっている。

また、一部の途上国で債務問題が深刻化するなど、国際社会全体でより透明かつ公正なルールに基づく開発協力が求められている。同時に、民間資金の流入が政府開発援助(O DA)を含む公的資金を大きくしのぐ中で、民間企業や国際機関をはじめとする多様なアクターとの連携や新たな資金動員を通じて、開発効果を最大化することがより一層求められている。

こうした背景を踏まえ、今後おおむね10年を見据えたわが国開発協力の方向性を示したのが、新たな開発協力大綱(以下、「新大綱」)である。新大綱のもとで、わが国は今後、開

発途上国への関与を一層強化するとともに、外交の最も重要なツールの一つである開発協力をこれまで以上に効果的・戦略的に活用していく考えである。

外務省国際協力局長

遠藤和也

えんどう かずや



見直しの主なポイント

(1) 基本方針

新大綱では、新たな時代の「人間の安全保障」を指導理念として掲げている。

一人ひとりが尊厳をもって幸福に生きることができるよう、個人の保護と能力強化といった「人への投資」に取り組むとともに、複合的危機のもとで諸課題が複雑に交錯するようになっていくことを踏まえ、様々な主体間の「連帯」を柱に据えた。

また、明確な解決策が見つかっていない新たな諸課題が山積する時代において、開発途上国を中核とする様々な国・地域を巻き込み、新たな解決策や社会的価値を共に創り上げるという「共創」を新たに掲げた。途上国との「共創」により、新たな解決策等をわが国にも還元させ、わが国と開発途上国の次世代を担う人材を育てていくことにより、わが国自身の経済・社会課題の解決や経済成長につなげていくことを目指していく。

(2) 重点政策

複合的危機の時代における開発途上国への一層の関与強化の観点を踏まえ、①新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②平和で安全、安定した社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、③地球規模課題への国際的取り組みの主導——の三つを重点政策として掲げた。

第一に、複合的危機の時代において「質の高い成長」、すなわち「包摂性」（＝成長の果実が社会全体に行き渡ること）と「持続可能性」（＝世代を超え経済・社会・環境が調和すること）、「強靱性」（＝様々なショックへの耐性および回復力に富んでいること）を兼ね備えた成長がますます重要になっている。

そこで、経済成長の基礎・原動力確保のための協力を行うとともに、今日途上国が直面する課題である、食料・エネルギー安全保障など経済社会の自律性・強靱性の強化や、デジタルなど新たな課題への取り組みを強化していく。さらに、途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、安全管理、防災・強靱化技術、気候変動・環境への対応といった技術力・知見を活かしたハード面での協力と、制度整備や運営・維持管理への関与、人材育成といったソフト面での協力を掛け合わせて、質の高いインフラの整備に協力していく。

第二に、途上国の社会の平和・安全・安定はこうした「質の高い成長」の前提であることから、社会の安定等に資する法制度整備支援、グッド・ガバナンスの実現、人道支援・平和構築、海洋保安能力の強化等に取り組んでいく。また、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンのもと、途上国が力や威圧の影響を受けることなく経済成長の果実を享受できるよう、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に途上国と共に取り組んでいく。

第三に、気候変動や保健など深刻化する地球規模の課題は、脆弱な立場にある途上国・

地域に深刻な影響を及ぼす傾向にある。また「質の高い成長」とも密接に関わっている。

複合的危機によりSDGsの進捗が遅れが生じていることを踏まえ、SDGs達成に向けた取り組みの加速化を行っていく。特に、気候変動（途上国による緩和・適応能力の向上）・環境、保健（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）、防災、教育といった分野の取り組みを加速化する。また、2030年以降の開発目標に関する国際的な議論にも積極的に貢献していく。

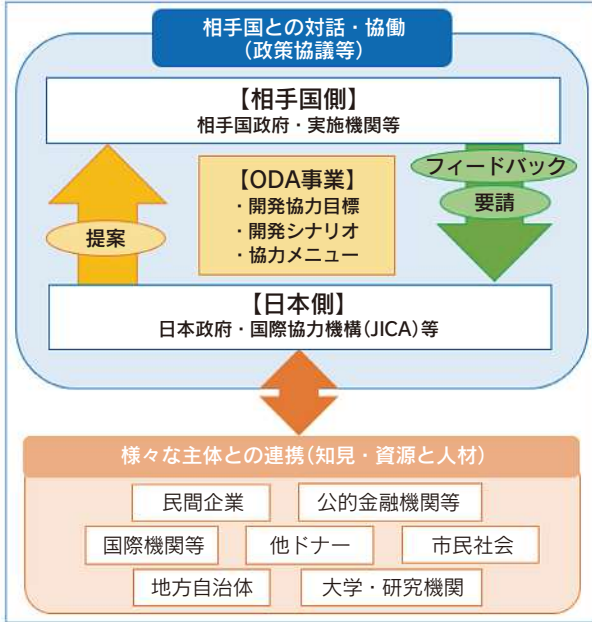
(3) 実施

これらの重点政策等を力強く推進していくため、①様々な主体との「共創」による開発効果の最大化、②オフアワー型協力（次ページ参照）等による戦略性の強化、③ODAの制度設計のさらなる改善——というODAを進化させていくための三つのアプローチを示した。

第一の様々な主体との「共創」については、民間企業、公的金融機関等、他のドナー、国際機関・国際開発金融機関（MDBs）など、様々なパートナーとの連帯の強化を示した。

特に、SDGs採択により経済・環境・社会の課題が統合されたことで、民間企業の取り

図表 オファー型協力(イメージ図)



出所：外務省「開発協力大綱」

組みが開発課題の解決と途上国の持続的成長に一層重要な役割を果たすようになってきている。そこで、民間資金の動員を促進するとともに官民の資金がシナジー効果を生む新たなODAスキームを導入すべく、準備を進めている。また、国際協力機構(JICA)の海外投融资をはじめとする公的資金の戦略的活用を通じ、インパクト投資など持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)を後押しするとともに、開発途上国の人材育成や法制度整備支援などのビジネス環境整備な

どに努めていく。

第二に、オファー型協力等による戦略性の強化である。オファー型協力は、ODAを中核としつつ、日本の開発協力の強みを活かした魅力的な協力メニューを積極的に提案し、相手国との対話と協働を通じて案件形成を行うものである。わが国の外交政策を踏まえて、ODAに係る資源と人材を集中的に投下し、戦略的に取り組む分野を選定・公表することにより、案件実施の予見可能性を高めるとともに、民間企業をはじめとする様々な主体の

案件参画を促すことを念頭に

おいている(図表参照)。これにより、わが国開発協力の能动性・戦略性を高め、開発途上国の課題解決と同時に、わが国の経済成長などにもつなげることを目指していく。

第三に、「柔軟性・効率性」と「迅速性」をキーワードとした、わが国ODAの制度改善である。オファー型協力による包括的な協力パッケージの提案や、所得水準が相対的に高い国々への無償資金協

力・技術協力の活用による一層の関与強化、緊急人道支援の支援手法の改善、民間に合わせた意思決定の迅速化などを打ち出している。特に、民間企業との連携にあたっては迅速性が重要である。無償資金協力について、案件形成のプロセスを合理化することで期間短縮を追求するとともに、技術協力については、国際情勢の変化に応じ、年次採択などを通じた機動的な採択を推進していく考えである。

今後に向けて

対立と協力の様相が複雑に絡み合う今日の国際関係の中で、新大綱は、わが国が開発協力を通じ、平和国家、そして責任ある主要国として、国際社会の協力を力強く牽引していく姿勢を国内外に示すものである。今後、政府・外務省として、複合的危機を克服すべく、新大綱をわが国開発協力に「実装」させ、開発途上国への関与を一層強化していきたいと考えている。その際、すでに述べた通り、開発課題の解決や途上国の持続可能な成長と民間企業が果たす役割は、切っても切り離せないものである。今後もオファー型協力をはじめ、新大綱のもとで官民連携を一層強化していきたい。